



2021年07月16日

コロナ対応の緊急融資制度を活用してみませんか？



2020年から続く新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本中の企業が資金繰りに苦しんでいます。多くの企業が金融機関の融資を利用している、または利用を検討しているところでしょう。新型コロナ対策として、いち早く制度として始まったの

は、日本政策金融公庫の特別融資制度でした。2020年3月に時限措置として導入され、12月に閣議決定した追加経済対策の一環として、21年6月末まで延長されていましたが、新型コロナウイルスの感染長期化に対応するため、7月以降も資金繰り支援の継続が決まっています。

■ 実質無利子で、上限6億円の融資が受けられる

コロナ対応の特別融資は、一定の条件(売上の減少など)を満たせば、国からの利子補給によって3年間は無利子、無返済期間を設けられる仕組みです。日本政策金融公庫と商工組合中央金庫が制度を担い、5月20日までに実施された融資の実績は、合計約11万件、金額で約17兆円に達しています。ワクチン接種が進んでいるとはいえ、今後の見通しが不透明な今、改めてこの制度について紹介しておきましょう。

特徴は「実質無利子・無担保の融資」であること。日本政策金融公庫が実施する「新型コロナウイルス感染症特別貸付(無担保の融資制度)」と、「特別利子補給制度」「据置期間」を併用することで、資金繰りに追われる事業者には魅力的な制度になります。

融資金額は、国民事業(個人事業主など)は最大で8,000万円、中小事業(中小法人など)は最大で6億円。担保の必要はなく、資金の用途は運転資金・設備資金となります。既に事業資金として通常の融資が上限額に達している場合でも、特別枠の範囲で新たに融資を受けられるところも、この制度の特徴です。また、金利についても措置があり、信用力や担保にかかわらず、融資後の3年間は基準金利から0.9%の引き下げが適用されます。

■ 業歴の短い事業者でも対象になる

対象も幅広く、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化し、次のいずれかに該当すれば融資を受ける資格を得られます。

○1年以上の業歴で、直近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して「5%以上減少」していること。

○3か月以上1年1か月未満の業歴の場合、直近1か月の売上が、次のいずれかとの比較で「5%以上減少」していること。

- ・ 過去3か月(直近1か月含む)の平均売上高
- ・ 令和元年12月の売上高
- ・ 令和元年10月～12月の売上高平均額

業歴が1年1か月未満でも申請でき、売上5%以上の減少で対象になるため、かなり多くの事業者が利用できるはずです。

貸付期間については、設備資金の場合は「20年以内」、運転資金の場合は「15年以内」。うち、据置期間は最長で5年以内。前述したように金利にも引き下げられ、当初3年金利をみると、中小企業は「0.21%」(個人事業主は「0.46%」)、4年目以降、中小企業は「1.11%」(個人事業主は「1.36%」)となっています。

特別利子補給制度の適用で、実質無利子に

「実質無利子ではないのか?」と疑問を持つ方がいるかもしれませんが、無利子で特別貸付を受けるには、「特別利子補給制度」の対象である必要があります。これは、特に新型コロナウイルスの影響が大きく、売上高が激減した事業者を対象に実行される資金繰り支援の1つで、利子の一部、または全額の給付が受けられるもの。以下が適用要件です。

- ・ 個人事業主(フリーランス、小規模に限る)→要件なし
- ・ 小規模事業者→売上高15%減少
- ・ 中小事業者→売上高20%以上減少

小規模事業者の要件ですが、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下。卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下となっています。利子補給を受けられるのは、借り入れ当初3年間で、金額の上限は中小企業が「2億円」、個人事業主が「4,000万円」です。

また、据置期間ですが、元本返済の猶予期間は任意で設定できます。期間内に支払う総額は変わりませんが、事業の状況、既に借りている融資などをふまえ、この先の資金繰りの悪化を防ぐには有効な手段です。猶予期間でも、本来は利息の支払いは必要ですが、前述した特別利子補給制度の適用を受けられれば、事業者の場合、元本も

利息も、最長3年間は無返済にできます。

新型コロナウイルスの感染により、先が思うように見通せない今、これは事業者にとってありがたい制度といえるでしょう。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の申し込みは、申請書類を公庫の支店に輸送し、その後担当者との面談となります。

先の見えない時代を生き抜くために利用の検討を

中小企業の場合、申請に必要な書類は以下の通りです。

- ・借入申込書
- ・法人の登記事項証明書
- ・代表者個人の印鑑証明書(原本)
- ・納税証明書(原本)
- ・直近3期分の税務申告書、決算書
- ・最近の売上高が把握できる資料

申し込み後、公庫の支店での面談によって融資が決まり、郵送で届く借用証書等を提出すれば、契約は完了。後日、指定の金融機関へ融資額が振り込まれます。

また、公庫での手続きの際、「特別利子補給制度」についての案内がありますので、自社が条件にあてはまるようなら、必ず手続きを行ってください。繰り返しますが、適用されれば当初3年間は実質無利子となります。

経営不振にあえぐ事業者が、民間の金融機関から融資を受けるには高いハードルがありますが、ここで紹介した新型コロナウイルス感染症特別貸付は、国民の生活を守るための国策のため、多くの事業者に積極的な融資が行われています。資金繰りに苦勞している場合は、利用を検討してみてください。